

## 施設使用料の算出に関する基本方針(案)について

### 1 主旨 【基本方針 P2】

これまで本市では、多様な行政需要に対応するため、昭和30年代後半以降に多くの公共施設(以下「施設」という。)を整備してきましたが、高度経済成長期に集中的に整備されたこれらの施設は、今後、急速に老朽化し、維持管理・修繕に多額の経費が必要になるほか、建替えが一時的に集中し、大きな財政負担となることが予想されます。将来にわたって市民に愛される施設として運営していくためには、これまでと同様に運営するのではなく、時代の変化に合わせて、施設のあり方を精査し、必要に応じた見直しを行うことが喫緊の課題です。

この『施設使用料の算出に関する基本方針』(以下「基本方針」という。)は、今後の施設サービスを持続可能なものとするため、基本的な使用料の算出方法の考え方などを定めることで、これから社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、受益と負担の公平性を確保した料金設定とする目的としています。

### 2 使用料の見直しが必要な理由と諏訪市の現状と課題

#### (1) 使用料の考え方

- ・市町村が設置又は管理する行政財産を特定の者(自然人及び法人)に利用させることにより、その者が受けた受益の対価として「実費負担的な意味」で徴収するもの。(地方公共団体歳入歳出科目解説((株)ぎょうせい))  
**→受益者負担の原則**
- ・使用料は、維持管理費又は減価償却費に充てられる。(地方自治法逐条解説)  
**→維持管理経費が変動すれば、使用料を見直す必要がある**

#### (2) 施設における維持管理経費の推移

- ・維持管理費が約3.2億円増加、受益者(利用者)の負担額は約1.3億円減少。
- ・サービスを利用する人としない人の負担の公平を図るために、維持管理経費を基とした使用料の算出がされるべき。

<図1 維持管理費の推移>



### (3)諒訪市の現状と課題

- ・現在の使用料は維持管理経費が考慮されていない
  - ・使用料の設定に係る基準が存在しない
- 施設を維持させていくためにも、維持管理経費を織り込んだ使用料の算出ができるような基準を定める必要がある。

## 3 料金の算出における基本的な考え方

### (1)基本方針 【基本方針 P2-3】

- ・受益者負担の原則
- ・算出方法の明確化
- ・経費節減・サービス向上の取組み
- ・定期的・継続的な見直しの実施

### (2)対象とする施設 【基本方針 P3】

基本方針の対象は、原則として使用料を徴収可能なすべての施設とします。

ただし、国や県の基準、法令等で使用料の額や算出方法が定められているものや、施設の性質上、基本方針上の算出方法が適さないものに関しては、対象外とします。(例:道路占用料、下水道などの公営企業関連等)

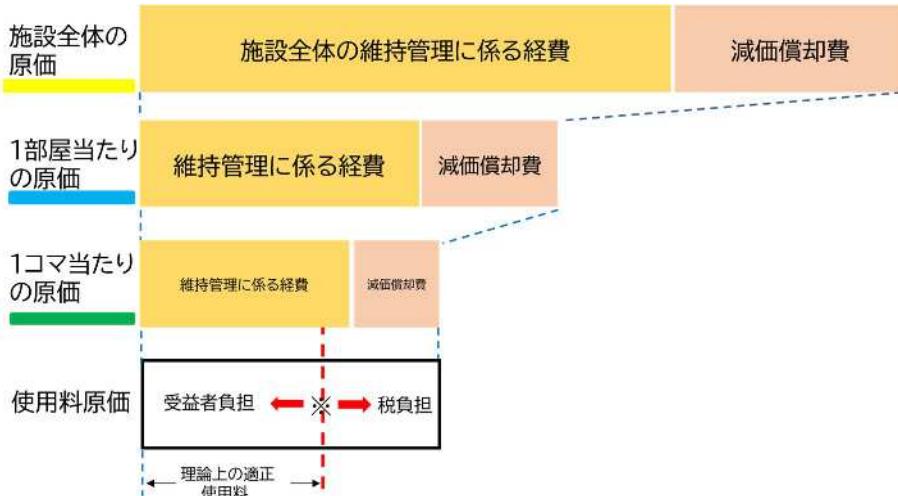
## 4 算出方法

### (1)算出方法の基本 【基本方針 P4】

積算根拠を明確にした使用料算出するために、施設サービスに係るコストである使用料原価と、施設の特性に応じた受益者負担割合を掛け合わせた金額を、理論上の適正使用料とします。

$$\text{理論上の適正使用料} = \text{使用料原価} \times \text{受益者負担割合}$$

<図2 計算のイメージ図>



## (2) 使用料原価の算出対象【基本方針 P4】

維持管理にかかる経費(施設カルテ)と減価償却費(固定資産台帳)を算出対象とします。

<表1 使用料原価の算出対象となる経費>

人件費	職員給与(諸手当を含む)、会計年度任用職員報酬、共済費等。直近の決算額に基づき算出した人件費単価に、当該施設の管理運営に直接従事する職員及び間接的に従事する職員の数を乗じて算出します。なお、他の業務と兼務している職員については業務量等に応じて按分した数を用いることとします。
物件費	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等。消耗品費、光熱水費、システム関連委託料、保守点検委託料、土地借上料、機器賃借料等の実績額を用います。
維持補修費	施設や設備器具の修繕費の実績額を用います。
補助費等	報償費、保険料、負担金等の実績額を用います
減価償却費	建物及び附属設備、管理システム等のソフトウェアの減価償却費の3か年平均を用います。固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出します。

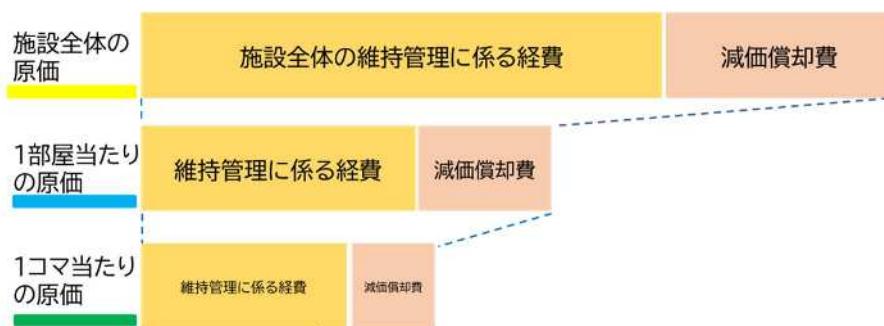
## (3) 使用料原価の計算方法【基本方針 P5】

ア 貸室等(会議室・ホール・体育館等)

$$\text{使用料原価} = (\text{維持管理に係る経費} + \text{減価償却費}) \times \frac{\text{使用床面積}}{\text{延床面積}} \times \frac{1\text{コマ当たりの貸出時間}}{\text{年間利用可能時間}}$$

※3か年平均の数値を使用

<図2 計算のイメージ図(再掲)>



イ 個人利用施設(美術館・博物館等)

$$\text{使用料原価} = (\text{維持管理に係る経費} + \text{減価償却費}) \div \text{年間利用者数}$$

※3か年平均の数値を使用

#### (4)受益者負担割合の設定 【基本方針 P6】

公の施設には多種多様な施設があり、施設それぞれで設置目的、サービスの内容は異なります。そのため施設の特性に応じて、利用者と行政の関与割合(受益者負担と公費負担)を定めます。

施設を利用する人と利用しない人の均衡を図るために、施設ごとに行行政の関与すべき度合いを、そのサービスが日常生活の上で必ず必要かどうか(必需的↔選択的)と民間で提供することが可能かどうか(市場的↔公共的)の2つの観点から定めます。

<図3 公益性による利用者の負担割合>



#### (5)算出例 【基本方針 P7】

例) A施設の会議室1コマ(3時間)の場合

- ①施設全体の維持管理に係る経費(3か年平均)…20,132,000円
- ②減価償却費(3か年平均)…2,148,000円 ③会議室の面積…42m<sup>2</sup>
- ④施設の延床面積…845m<sup>2</sup> ⑤1コマ当たりの貸出時間…3時間
- ⑥年間可能利用時間…2,910時間

$$(①20,132,000円+②2,148,000円) \times ③42m^2 / ④845m^2 \times ⑤3H / ⑥2,910H = 1,032円$$

↑

⑦使用料原価

⑦使用料原価…1,032円 ⑧受益者負担割合…75%

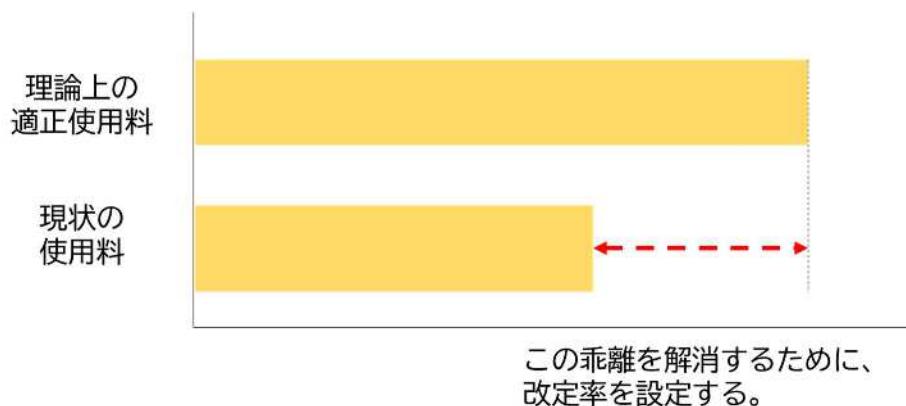
$$⑦1,032円 \times ⑧0.75 = 774円 \leftarrow \text{理論上の適正使用料}$$

## 5 見直しに向けた使用料の具体的な設定方法 【基本方針 P8】

### (1)算出結果の比較と改定

算出した理論上の適正使用料と、現行の使用料を比較し、その乖離率に応じて改定率を決定します。乖離が著しい場合は、利用者負担の急激な増加による利用低下を防ぐため、激変緩和措置を講じ、改定後の料金は、改定前の1.5倍を上限とします。

<図4 使用料の見直しイメージ>



### (2)設定における留意事項 【基本方針 P8】

- ・同種・類似施設間の均衡
- ・利用実態に即した調整
- ・付属設備等の取扱い
- ・サービス水準の見直し

## 6 その他の事項 【基本方針 P9】

### (1)見直しのサイクル

社会経済情勢の変化への対応及び、受益と負担の公平性の確保のため、原則として4年ごとに使用料の見直しを行います。

### (2)使用料の算出単位

利用者の利便性及び窓口での事務効率を考慮し、使用料の単位は原則10円単位とし、算出結果の10円未満の端数は切り捨てるものとします。

### (3)市の責務

施設の維持管理経費が使用料に反映されるので、施設の運営にあたっては、今まで以上に職員のコスト意識が重要となります。施設運営に係る経費削減や利用率向上、さらには利用者満足度の高いサービス提供に努めるとともに、施設更新や改修、持続可能な運営体制の確立を目指します。

また、料金の改定にあたっては、事前の準備と周知を徹底し、円滑に改定が実施されるよう万全を期すものとします。

## 7 今後スケジュールと進め方

### (1) 使用料見直しの全体的な流れとスケジュール

令和 8 年 9 月議会に条例案を上程、令和 9 年 4 月より改定された使用料の適用開始を目標に、  
<図 4>のとおり進めていきます。

<図 4 業務フロー>



### (2) 基礎数値確認後の速報値報告

令和 7 年 6・7 月において、各担当課に使用料原価の計算に必要な維持管理経費や面積などの基礎数値の精査を依頼しました。その結果を基に、使用料原価の算出を行いましたので、<図 5>のとおり報告します。

<図 5 施設種別ごとの現状の使用料との乖離率(速報値)>

施設種類	受益者負担割合	現状の使用料との 乖離率
すわっチャオ	100%	227%
	75%	172%
	50%	117%
	25%	62%
公民館	100%	152%
	75%	114%
	50%	76%
	25%	38%
体育施設	100%	297%
	75%	223%
	50%	149%
	25%	74%

### (3)今後の進め方

使用料原価の算出対象となる経費については、引き続き内容の精査を進めながら、受益者負担割合の協議については、各施設の事情を含めた慎重な精査が必要となるため、担当課との連携を密にしながら、受益者負担の適正化を図っていきます。

また、使用料を改定する際には、経費や利用者負担割合などの考え方を広く周知するとともに、十分な周知期間を設定することとします。